原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会への参加者及びご意見の募集について

平成18年10月17日原子力委員会政策評価部会

原子力委員会政策評価部会では、昨年10月に決定した「原子力政策大綱」に基づき、原子力の平和利用の担保に係る政策の妥当性について評価を進めています。この作業の一環として、今般、本件に関連する施策に関する評価について国民の皆様の「ご意見を聴く会」を、以下のとおり開催しますので、ご参加いただける方を募集します。奮ってご応募ください。また、当日ご参加いただけない方からも、この機会に、本件に関連する施策に関する評価についてご意見を募集しますので、これにもご協力をお願いします。なお、政策評価部会の資料や議事録は原子力委員会ホームページに公表されています。

(http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm)

「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」 開催概要

テーマ:原子力の平和利用の担保に係る施策の評価について

日時: 平成18年11月17日(金)13:30~17:00 (開場:13:00)

場所:新潟コンベンションセンター 朱鷺メッセ 3階 中会議室301

(参加者席約200席程度) 新潟県新潟市万代島6番1号(地図参照)

プログラム:

- (1) 開催趣旨説明
- (2)第1部:有識者及び部会構成員によるパネルディスカッション等原子力の平和利用の担保に係る施策についての説明 有識者からご意見の聴取

(招へいする有識者)

小町 孝夫(こまち たかお) (新潟日報社論説委員兼編集委員) 伴 英幸(ばん ひでゆき) (原子力資料情報室共同代表) 吉田 綾子(よしだ あやこ) (新潟県婦人連盟理事長)

有識者及び部会構成員によるパネルディスカッション

(3) 第2 部: 会場に参加された方々からご意見を頂く

参加・応募方法(ご意見をお寄せ頂(場合も含む。)

別添の「参加者及びご意見応募要領」をご参照の上、メール、FAX又は郵送にてご応募〈ださい。 <u>グ切は11月9日(木)17時</u>です(郵送の場合9日必着)。なお、頂いたご意見の内容は、氏名等を出さずに公開させていただ〈ことがあります。

問合せ先

内閣府 原子力政策担当室 政策評価部会担当 中島、中桐 tel:03-3581-6279 fax:03-3581-9828

以上

【交通手段】

JR 新潟駅から バス 佐渡汽船行き …約10分

タクシー・・・・・・・約5分徒歩・・・・・・・・約20分

【地図】



(新潟駅周辺拡大図)



別紙

政策評価部会構成員(平和利用の担保)

(部会長)近藤 駿介 原子力委員会 委員長

浅田 浄江 ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN) 代表

浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授 木元 教子 原子力委員会 委員

齋藤 伸三 原子力委員会 委員長代理

鈴木達治郎 東京大学公共政策大学院 客員教授

新潟大学 国際センター教授 田中亨

広瀬 崇子 専修大学法学部 教授

前田 肇 原子力委員会 委員

町 末男 原子力委員会 委員

内藤 香 (財)核物質管理センター 専務理事

印は、平和利用の担保に関して、政策評価部会でご意見を伺っている有識者

〔参考1〕原子力委員会政策評価部会について

昨年10月に、原子力政策に関する基本方針として決定された「原子力政策大綱」は、「原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。」としています。

そこで、原子力委員会は、新たに政策評価部会を設置し、原子力政策を適切な政策分野に区分して、それぞれの政策分野ごとに順次評価を行うこととし、最初に、「安全の確保」に関する政策の妥当性の評価を実施して、第6回政策評価部会においてその結果を報告書に取りまとめました。

第7回からは、「原子力の平和利用の担保」に関する政策評価を開始しています。この 審議の経過及び予定は以下のとおりです。

第1回(平成18年9月8日(金)13:30~15:30 第7回政策評価部会)

議題:原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価部会の設置について原子力の平和利用の担保に関する現状整理

原子力の平和利用の担保に関する政策評価の今後の進め方

第2回(平成18年10月5日(木)13:00~15:30 第8回政策評価部会)

議題:関係行政機関等からのヒアリング

外務省

文部科学省、(独)日本原子力研究開発機構

日本原燃㈱

内閣府

第3回(平成18年10月25日(水)10:00~12:00 第9回政策評価部会)(予定)

議題:取組状況を踏まえた評価についての議論

なお、政策評価部会は、公開で開催しており、これまでの会合の資料や議事録は原子力委員会ホームページ http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm に公表されています。

我が国の原子力平和利用の担保の枠組み 概要

(我が国の基本方針)

原子力基本法 第2条(基本方針) 「原子力の研究、開発及び利用は、<u>平和の目的に限り</u>、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」

(国際的な枠組み)

国際原子力機関(IAEA)憲章

核不拡散条約(NPT) (我が国は1976.6批准)

我が国では国内外の基本方針の下、原子力研究開発利用は平和の目的に限定されなければならない。

その他、保障措置技術の開

(国内の規制)

原子炉等規制法

- ・事業者の平和目的の確認(第24条等)
- ·計量管理規定(第61条の8)
- 保障措置検査(第61条の8の2) 等



(国際機関による検認等の措置)

全ての核物質を対象とする保障措置の受入 (1977.12~):日・IAEA包括的保障措置協定

IAFAによる情報と場所に対するアクセス拡大等を可能とする保障措置の強化・効率化(1999.12~):日・IAFA追加議定書等

統合保障措置への移行(2004.9~)

我が国では、国内規制の厳格な適用及び国際機関による検認の下、原子力の 平和利用に係る担保がなされている。

(説明)

発等

1.基本方針

我が国の原子力利用の基本方針を定めた原子力基本法では、原子力の研究、開発及び利用は、平和目的に限ると規定されています。また、我が国は、締結国の核不拡散義務や原子力平和利用の権利等を定めた核不拡散条約(NPT)に加盟し、国際原子力機関(IAEA)が行う、原子力が軍事的利用に転用されていないことを確かめる保障措置(核物質の検認等)を受け入れています。

2. 我が国における平和利用の担保の取組

我が国では、原子炉等規制法に基づき、平和目的の事業に限って許可し、核燃料物質等の計量管理の義務を課し、保障措置検査等を実施するとともに、IAEAによる保障措置も受け入れることにより、平和利用に限定されていることが担保されています。なお、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく検証活動の結果、2004年には、大規模な原子力活動を行う国の中では世界で初めて、申告された核物質の転用を示す兆候も未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの結論が、IAEAの報告書において得られました。これにより、我が国において、査察業務量の削減等を実現し得る統合保障措置の移行が開始されています。

(関連する主な取組)

IAEA保障措置及び国内保障措置の適用確保

【文部科学省、事業者等】

- ・2005年の我が国における査察実績は、約2,400人・日、計量管理報告は、約5,000件。
- ・より効果的・効率的な保障措置体制に向けた検討及び国際機関との連携 等 我が国の基本姿勢についての、国内での広聴・広報活動 【文部科学省等】

- ・白書やホームページ上の公開データベース(原子力図書館「げんしろう」)等による情報提供
- ・原子力の平和利用に関するパンフレット作成及びシンポジウム開催 等

我が国の基本姿勢についての、国際社会に対する発信

【外務省等】

- ・国際会議における、政府代表による我が国の立場についての発言
- ・軍縮・不拡散白書の英語版の作成及び配布 等

平和利用の担保に資する技術開発

【文部科学省、関係研究機関等】

- ・信頼性が高く、効率的な保障措置手法確立のための研究開発
- ・施設の大型化に伴い必要とされる高精度の計量管理技術の開発 等

我が国のプルトニウム利用の透明性向上の取組 概要

(我が国独自の措置)

ブルトニウム管理状況の公表

利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を踏まえて、我が国のプルトニウム管理の透明性の確保に取り組み、国内外の理解を得るために、原子力委員会が内閣府、文部科学省及び経済産業省より報告を受け、毎年公表、(1994~)

ブルトニウム利用計画の公表

六ヶ所再処理工場の操業に伴い、ブルトニウム利用のより一層の透明性 の向上を図る観点から、電気事業者等が利用計画を毎年公表。(2006~) 法律等で義務付けるものではなく、電気事業者等の自主的な公表による ものである。 (国際的な枠組み)

我が国ブルトニウム保有量のIAEAへの報告

民生プルトニウムの管理の指針 である「国際プルトニウム指針」に 基づき、関係9ヵ国が**IAEA**に毎年 提出し、**IAEA**が公表している。 (**1997~**)

(関係国:米、霞、英、仏、中、日、独、ベルギー、スイスの9ヵ国)

(説明)

1. 透明性向上の取組の背景

国内規制や国際機関による保障措置の厳格な適用によって、我が国ではプルトニウムが平和目的以外に転用されていないことは常に確認されています。さらに、これらの措置に加えて、我が国におけるプルトニウム利用に対する国内外の懸念を生じさせないため、利用の透明性向上を図ることによって一層の理解を得るための取組がなされています。

2. プルトニウム管理状況の公表

1994年から我が国は、他国に先駆けて、国内外に保管しているプルトニウム量を毎年公表しています。また、1997年からは、我が国を含め米国、ロシア等9ヵ国により策定した「国際プルトニウム指針」に基づき、9ヵ国がそれぞれ保有する民生プルトニウム量を毎年公表しています。

3.プルトニウム利用計画の公表

我が国では、初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場の操業が2007年に予定され、2006年3月から実際の使用済燃料を再処理するアクティブ試験が始まりました。これに伴い、プルトニウム利用のより一層の透明性向上を図る観点から、2003年8月の原子力委員会決定に示された基本的な考え方に沿って、2006年から電気事業者等が、プルトニウム利用計画を毎年公表することとしています。

(関連する取組)

国内におけるプルトニウム利用に関する情報管理及び公開

【内閣府、文部科学省、経済産業省、電気事業者、関係研究機関等】

[参考3]これまでの政策評価部会における委員等からの主な発言

(評価の視点)

平和利用の担保に係る国際的な枠組みに積極的に参加することにより、IAEA保障措置及び 国内保障措置の厳格な適用が確保されているか。

- · 我が国では保障措置の厳格な適用がなされている。
- ・ 我が国の平和利用の担保に係る活動が他国と比較してはるかに厳格であると評価することは一概に は難しいが、IAEAによって、我が国には核物質の転用等の兆候がないとの結論が得られている。

(評価の視点)

我が国の基本姿勢について、国内(関係者間や国民一般)で意識を共有するための広聴·広報 面等の努力が行われているか。

- ・ 原子力平和利用の担保無くしては、国内での原子力利用や、様々な国際協力を我が国が円滑に進めることはできず、この活動の重要性は極めて大きい。しかし、国民にとって平和利用は余りに身近で、かつ、当たり前なものなので、保障措置活動等についてなかなか意識されないのではないか。
- ・ 保障措置や核不拡散に関わる活動を積極的に進めることが、結果として国際社会の理解と協力を得ながら、原子力の利用を円滑に遂行するために役立つという、草の根レベルでの認識が重要。
- ・ 我が国がIAEAの保障措置を着実に受け入れていることは、専門家は知っているが一般にはほとん ど知られていないのではないか。保障措置の目的、効果等について更に広報すべき。

(評価の視点)

我が国の基本姿勢について、国際社会に対して強く発信ができているか。

- ・ 外国の市民の中には、日本の核保有を疑う声もある。このような人々にもしっかり届くような対外的な 情報発信が必要である。
- ・ 海外への情報発信活動や、我が国の活動に対する海外での評価について、国民に対して説明する ことは重要である。様々な関係機関が連携して、このような説明の場を作っていくべき。

(評価の視点)

原子力の平和利用の担保に資する技術開発等、国内外の理解と信頼の向上を図る取組が進んでいるか。

- ・ 保障措置技術は完成されたものではなく、常に改善すべきものであり、それに対して日本が貢献していくことは、我が国の国際貢献という点から、また、我が国自身が原子力平和利用に関して更に透明度を高める努力を行っていることを明らかにするという点からも、極めて重要である。
- ・ 日本独自の技術が国際的に貢献できる部分もあると考えられるが、査察機器を実際に開発したとして も、メーカーにとっては市場規模が非常に小さく、商業ベースに乗りにくい。

(評価の視点)

国内におけるプルトニウム利用に関して、透明性を確保するために、情報の管理と公開の充実が十分に図られているか。

・プルトニウム利用の計画を、最近は余り見ないという印象がある。もう少し広報するべき。

第2章 原子力の研究、開発及び利用に関する基盤的活動の強化 2-2. 平和利用の担保

現状認識

- ●我が国は、非核三原則を堅持し、原子力利用を厳に平和の目的に限って推進。
- ●核兵器不拡散条約(NPT)に加入し、国際原子力機関(IAEA)と包括的保障措置協定 及び追加議定書を締結。
- ●六ヶ所再処理工場の本格稼動(2007年8月予定)に向けて、大規模な保障措置活動の実施の準備。核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を採用。

今後の取組



- ロ 平和利用の堅持と保障措置の厳格な適用。関係者の核不拡散意識の徹底。
- □ 「核不拡散とその仕組みの遵守が原子力平和利用の大前提」という国の基本姿勢 について、国民全てが共有するよう努力するとともに、引き続き国際社会に対して も強く発信。
- □ これまで、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を示し、プルトニウム 在庫に関する情報の管理と充実を図ってきており、今後、六ヶ所再処理工場の稼 働に伴い、事業者のプルトニウム利用計画の公表により一層の透明性向上を図る。

(原子力政策大綱 抜粋)

第2章 原子力の研究、開発及び利用に関する基盤的活動の強化

2-2. 平和利用の担保

我が国は、今後も、非核三原則を堅持しつつ、原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進し、国際的な核不拡散制度に積極的に参加し、IAEA保障措置及び国内保障措置の厳格な適用を確保していくべきである。また、関係者において核拡散防止に対する自らの高い意識を維持するよう不断の努力を継続し、核不拡散とそのための仕組みの遵守が原子力平和利用の大前提であるという我が国の基本姿勢を、国民全てが共有するように広聴・広報面の努力を行うとともに、引き続き国際社会に対しても強く発信していくべきである。

さらに、再処理においては核拡散抵抗性の高い技術(混合転換技術)を採用し、また我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限っていることについての国内外の理解と信頼の向上を図るため、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を示し、プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ってきた。2003年8月には、原子力委員会は、プルトニウム利用の一層の透明性確保のための「プルトニウム利用の基本的考え方」を決定した。今後の六ヶ所再処理工場の稼動に伴って、事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する。

参加者及びご意見応募要領

平成18年10月17日 内閣府原子力政策担当室

来る11月17日(金)に開催する「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」(テーマ:原子力の平和利用の担保に係る施策の評価について)の参加者を募集いたします。参加を希望される方は、以下の要領により、ご意見を記載の上ご応募ください。また、当日ご参加いただけない方からのご意見も歓迎します。

1. お申込み方法

以下のいずれかの方法によりお申込みください。いずれの方法においても、 住所、氏名及び連絡先(電話番号等)を必ず記入してください。

(1)電子メールによるお申込み(メールアドレス: seisaku@aec.jst.go.jp)

・件名に「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」と明記し、以下の事項を記入して下さい。

住所、氏名(ふりがな) 電話番号及び電子メールアドレス ご意見を聴く会への参加のご希望の有・無

「原子力の平和利用の担保に係る施策に関する評価」についての ご意見

当日発言するご希望の有・無

- (2)ファクシミリによるお申込み(FAX番号:03-3581-9828)
 - ・別紙用紙にご記入の上、ファクシミリにてご送信ください。
 - ・「原子力の平和利用の担保に係る施策に関する評価」についてのご意見 及び当日発言するご希望の有・無についても記入してください。
- (3)郵送によるお申込み

「住所:〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階 内閣府 原子力政策担当室 政策評価部会担当 宛て

・以下の事項を記入して下さい。

住所、氏名(ふりがな) 電話番号

ご意見を聴く会への参加のご希望の有・無

「原子力の平和利用の担保に係る施策に関する評価」についての ご意見

当日発言するご希望の有・無

いただいたご意見の取扱いについて

ご意見の内容は、当日発表するなど、公開させていただくことがありますので、 あらかじめご了承ください。公開する際は、氏名等、個人が特定できる情報は公表 しません。なお、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る 記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、 該当箇所を伏せさせていただきます。

個人情報の取扱いについて

氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)については、いただいたご意見の趣旨が不明確な場合などに問い合わせをさせていただくため、ご記入いただくものです。差し支えなければ、年齢、性別、職業のご記入もお願いいたします。ご記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外の用途には使用しません。

2 . 締め切り

11月9日(木)17時《郵送によるお申込みは9日必着》

3 . ご注意

- (1)会場の都合により、参加者は200名程度とさせていただきます。応募多数の場合は、抽選させていただきます。また、当方から参加証を郵送させていただきますので、開催当日は参加証を必ずご持参ください。 参加証の発送は、11月13日(月)頃を予定しております。
- (2)参加の可否についてのお問合せは、11月16日(木)10時~17時に内閣府 原子力政策担当室 政策評価部会担当 中島、中桐(電話番号:03-3581-6279)までお願いいたします。その他のお問合せはご遠慮ください。
- (3) 当日は参加された方のうち発言を希望される方々からできるだけ多く ご発言をいただく予定ですが、希望者が多数の場合にはご発言いただけ ないことがありますので、あらかじめご了承ください。

本募集内容は、インターネットを通じても公表されています。

原子力委員会政策評価部会ホームページ

http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm

問合せ先:内閣府 原子力政策担当室 政策評価部会担当 中島、中桐 tel:03-3581-6279 fax:03-3581-9828

内閣府 原子力政策担当室 担当 あて FAX:(03)3581-9828

「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」参加申込用紙(FAX用)

	1.参 当日、ご	*-	• ごけない方 <i>!</i>	2.不 からのご意見も	_	**
住所	₹					
ふりがな						
氏 名						
連絡先電話番号						
連絡先 FAX 番号						
 氏名、住所及び電話番号については必ずご記入ください。						

「原子力の平和利用の担保に係る施策に関する評価」について、ご意見をご記入ください。
(頂いたご意見は、当日発表させていただくことがあります。)

当日にご発言を **希望する・希望しない** 該当する方に を付けてください。 (進行上の理由により、ご希望にそえない場合があります。)

事前にお寄せいただいたご意見を会場で活用する際には、氏名等、個人が特定できる情報についての紹介は行いません。